

岐阜県小児科医会 会則

第1条（名称） この会は「岐阜県小児科医会」（以下本会）と称する。

第2条（事務所） 本会の事務所は、岐阜市藪田南3丁目5-11 岐阜県医師会館内
岐阜県医会合同事務センター内 に置く。

第3条（目的） 本会は、地域の小児医療、保健・福祉の向上を目指し、小児の健康と福祉の増進に寄与・貢献するとともに、併せて会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第4条（事業） 本会は前条の目的のため、次の事業を行う。

- 1、小児科学の研究、学術講演、シンポジウム等の学術活動 小児医療充実のための活動
- 2、小児保健、福祉向上のための活動
- 3、保険診療に関する情報交換、問題点の把握と検討
- 4、会報の発刊
- 5、会員相互の親睦の増進
- 6、その他本会の目的に沿う事業

第5条（会員） 本会の会員は、原則として岐阜県内で小児医療に携わる医師、および小児科学・小児科診療に関心を有し本会の目的に賛同する医師で構成する。

- 1、入会希望者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得る。
- 2、退会する時は、退会届を会長に提出する。
- 3、会員は、一定期間会費を滞納した場合、または本会の趣旨に著しく反する行為を行った場合には、理事会の承認を経たのち資格を喪失する。

第6条（役員） 本会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 4名以内 理事 35～40名 会計監事 2名

第7条（役員の職務）

- 1、会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長不在時や事故ある時はその職務を代行する。
- 3、理事は会長、副会長とともに理事会を組織し、本会の運営にあたる。
- 4、会計監事は、会計の業務を監査する。

第8条（役員の選出と任期）

- 1、会長は、理事の互選により選出する。
- 2、副会長は、会員の中から会長が指名する。
- 3、会計監事は、会員の中から推薦により選出する。
- 4、理事は、岐阜県内を5地区に分け、全地区から選出する。
- 5、理事の選出は、会員相互の推薦による。

- 6、役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。
- 7、役員が任期途中で業務遂行が困難となった場合は、理事会でその補充を決定する。
この任期は、次回の改選までとする。

第9条（総会）

- 1、総会は、会長が招集し、本会の全会員を対象に、年1回開催する。
会長が必要と認めた時には、臨時に総会を開催することができる。
- 2、総会では、理事会で決定された庶務等の報告、会務事案等の協議・承認とともに、会計監事により財務内容と監査結果を報告し承認を得る。
- 3、総会での議決、承認は、出席会員の過半数の賛成を要する。

第10条（理事会）

- 1、理事会は、会長が招集し、本会役員が出席して以下の事項を協議・決定する。
本会の事業内容、本会の運営方法、その他本会の運営に必要な事項。
- 2、理事会は、役員1/2以上の出席で成立する。
- 3、理事会での議決承認は、出席役員2/3以上の賛成を要する。
会計監事は理事会における議決権を持たない。
- 4、本会の円滑な運営のため各種委員会（分科会）を設置する。委員会の委員は理事会に出席し、関連する議題等に提言することができる。ただし議決権は持たない。

第11条（運営委員会）

- 1、本会に各種委員会（分科会）とは別に、運営委員会を置く。
- 2、運営委員は会長が指名し、運営委員会を組織する。
- 3、運営委員会は、本会の運営に必要な事項の企画・立案とともに、講演会、各種委員会の活動支援、会員・日本小児科医会・行政機関等からの情報収集と連絡・調整に当たる。

第12条（名誉会長） 本会に名誉会長を置くことができる。

第13条（顧問） 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会の議決を経て、会長が委嘱する。顧問の任期は役員と同一とする。

第14条（議事録） 総会、理事会の議事は、議事要旨を作成し、事務所に保管する。

第15条（年会費、参加費および会計年度）

- 1、本会の会員は、別に定める年会費と、学術講演等の事業に参加した場合には事業ごとの参加費を納入する。
- 2、本会の運営に必要な財源は、年会費、参加費、寄付金、補助金等を以て当てる。
- 3、本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第17条（会則の変更） 本会則は、理事会および総会で2/3以上の賛成決議により、改定・変更することができる。

附則

- 1、 本会則は、昭和 61 年 5 月 25 日に制定・施行する。
- 2、 本会則は、平成 9 年 5 月 24 日に改定・施行する。
- 3、 本会則は、平成 20 年 5 月 18 日に改定・施行する。
- 4、 本会則は、平成 24 年 9 月 2 日に改定・施行する。
- 5、 本会則は、平成 28 年 10 月 31 日に改定・施行する。
- 6、 本会則は、平成 30 年 6 月 10 日に改定・施行する。

岐阜県小児科医会 細則

第 1 条 (年会費)

- 1、 会員は以下の年会費を納入する

A 会員 (診療所または病院の開設者または管理者)	15,000 円
B 会員 (診療所または病院、行政等の勤務者)	5,000 円
C 会員 (A,B 以外の会員)	5,000 円

- 2、 80 歳以上の会員には会費を免除することができる。

- 3、 年会費を 3 年以上滞納した者は、会員資格を喪失する。

2 年間滞納した者は、滞納分をすみやかに納入すれば、会員資格を継続することができる。

第 2 条 (参加費) 本会の事業への参加費は、事業ごとに定める。

第 3 条 (会員の葬祭、災害等) 会員の葬祭には弔慰、災害等の場合には見舞いを行う。

第 4 条 (旅費) 岐阜県小児科医会会員が、会長の命により、本会関連の会議等への出張を指示通り遂行した場合には旅費を支給する。詳細は、旅費規程に定める。

第 5 条 (細則の変更) 細則の変更は、理事会の議決による。

附則

- 1、 本細則は、昭和 61 年 5 月 25 日に制定・施行する。
- 2、 本細則は、平成 9 年 5 月 24 日に改定・施行する。
- 3、 本細則は、平成 14 年 6 月 8 日に改定・施行する。
- 4、 本細則は、平成 24 年 9 月 2 日に改定・施行する。
- 5、 本細則は、平成 28 年 10 月 30 日に改定・施行する。
- 6、 本細則は、平成 29 年 5 月 28 日に改定・施行する。

運用について (180304 理事会にて決議)

官公立の病院の小児科勤務医は、たとえ小児科部長であっても B 会員、それ以外の開業医など場合は、小児科医会会員が 1 人のみの場合は A 会員、同院からの 2 人目よりの小児科医会会員は B 会員とする方針でのぞむこととなりました。

岐阜県小児科医会 旅費規程

<目的>

第1条；この規定は、岐阜県小児科医会会員(以下会員とする)が、岐阜県小児科医会会長(以下会長とする)の命により、出張を指示通り遂行した場合の旅費について定める

<旅費の定義>

第2条；本規定でいう旅費は、次の2種類とする

- 1) 交通費
- 2) 宿泊費

<交通費>

第3条；交通費は原則として実費相当額を支給する 詳細は細則で定める

<宿泊費>

第4条；宿泊費は原則として実費相当額を支給する 詳細は細則で定める

<旅費が支払われないとき>

第5条；旅費が先方から支給されるときは、旅費支給は行わない

<旅費の精算>

第6条；旅費の精算は、帰任後速やかに、岐阜県小児科医会会計担当者に請求し、精算をうけること

<出張の報告>

第7条；会長の命により出張した者は、そこで得ることができた情報について、会長に報告するとともに、理事会で報告する。また、会員への周知が必要と判断される時は、総会等で報告する

<その他>

第8条；本規定で処理できない場合は、その都度協議にて処理する

第9条；本規定の発効、規定の変更は、理事会にて決定する。

附則；本規定は平成26年5月25日に制定・施行する

岐阜県小児科医会 旅費規程細則

第1条；交通費は、実費を支給する

第2条；宿泊費は、5千円と定める

附則；本規細則は平成26年5月25日に制定・施行する